

変更

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号		担当課	観光国際課
法令名	通訳案内士法	根拠条項	21-1	許認可等の内容	通訳案内士の登録
<p>○通訳案内士法 (登録)</p> <p>第十八条 全国通訳案内士となる資格を有する者が全国通訳案内士となるには、全国通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第二十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請をした者が全国通訳案内士となる資格を有せず、又は心身の障害により全国通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、申請者が前項に規定する国土交通省令で定める者に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、当該都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。</p> <p>○通訳案内士法施行規則 (法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者)</p> <p>第十七条 法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）とする。</p>					